

随意契約及び比較見積省略理由書

本工事は、大阪府警察本部交通管制センターの中央装置のうち、令和6年2月29日に賃貸借期間が満了する中央装置(現中央装置)を信号制御ブロック・交通情報ブロック・システム管理ブロック・情報交換ブロック、端末制御ブロック及びHMI装置等から構成される新しい交通管制センター中央装置(新中央装置)に更新するにあたり、必要となる既設装置の更新、改良及び新中央装置に適合する端末対応装置を製作し、新中央装置に接続する工事である。

既設装置の更新・改良工事では、新中央装置へ接続するため下位装置ほか接続機器のIPアドレス変更等を行う。また新中央装置に適合する端末対応装置を製作のうえ、既設端末対応装置と接続し、二重化構成を構築する。二重化構成を実現するためには、設定変更及び接続を行い、端末対応装置及び既設端末対応装置を新中央装置に適合させる必要がある。

オムロンソーシアルソリューションズ株式会社大阪事業所は、新中央装置を製造・開発した業者で、本工事契約の履行が可能であり、また過去の同様の工事における履行実績を有していることから、オムロンソーシアルソリューションズ株式会社大阪事業所を特定者として、競争入札実施に係る参加意思確認公募を実施したところ、参加意思確認申請書の提出はなかった。

以上のことから、オムロンソーシアルソリューションズ株式会社大阪事業所を本業務における唯一履行可能な事業者として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴取を省略するものである。